

金田町人の動き

(6月1日現在)

世帯数 2,611
 人口 9,461
 男 4,640 女 4,821
 出生 9 死亡 2
 転入 48 転出 48

かなだ

第175号

金 田 町 報

発行所 金田町役場総務課

編集兼 藤川 義 臣
 発行人

印刷所 栗林印刷所

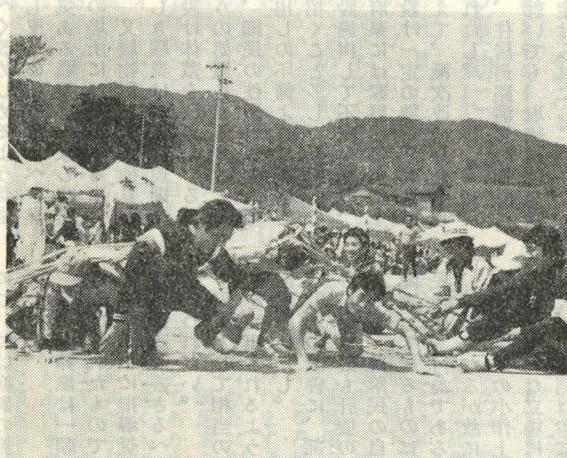
電話 (09474) ② 0506番



がんばれ カーチャン



いも虫競走



障害物競走



地区おうえん合戦

第六回金田町々民体育大会

華々しく開催さる!!

金田町中央公民館

去る五月二十日町民体育大会が金田中学校校庭において華々しくかつも盛大に行なわれました。

この行事は町民の親睦と融和、体力づくりを目的として行うもので、今年で六回目を迎えることができました。

尚、最後になりますが、当日の参加者は約二千五百人でした。

7月のこよみと行事

和名 文月(ふみづき)

書物の虫ぼしをすることから、

文書のひろげ月、文月となったもの

- 1日 国民安全の日
- 7日 七夕(たなばた)
- 20日 海の記念日
- 夏土用
- 乳児検診
- 勤労青少年の日
- 25日 心配ごと相談

差別をなくすために (11)

中央公民館

大正元年十一月七、八日
内務省主催の全国細民部落協議会が開かれ、教育、風俗、職業、住居、衛生、医療、納税、貯蓄、金融、社交、移住、宗教などあらゆる問題が論議された。その際、大正時代の地方局長水野錬太郎は、「部落を完全に改良して国家のため有為の国民にしたい」と、そのためには、「地方の篤志家や有力者と協力し、官民合同で、精神と物質の両面から部落改良に努めねばならない」と、政府の見解を述べている。

こういふ部落改良方策が具体的にはどのように行なわれたかを知るため、三重県内務省警保局長であった三重県知事有松英義は、県の慈善救済員竹葉寅一郎というキリスト教者を実際指導にあたり、警察署長や郡町村長が協力して各地区毎に「自営社」なる団体を作らせ、「愛国心ヲ抹殺シ人道ヲ啓蒙シ清潔ヲ勵行シ教育ノ普及ヲ計ル」改善運動を起し、生活改善、風俗矯正につとめた。

このような改善運動を推進する自営社の規約の冒頭に「至仁ナル聖世ニ生レタル御陰ナレバコソ吾等ハ今日ノ御恵ニ遭フコトヲ得タル有難ク思ヒテ毎朝三拝スル事」と規定している。当時の部落改善施策の慈悲的な性格を端的にあらわしたものと見えよう。

大正時代における民間運動を代表する「帝國公道会」は、大正三年六月大江卓の発起で創立された。その趣意書に「同胞中今日猶ほ頑めい固ろう、日常相互の交際に於て聖旨の在る所を忘失し、人道上的大道を無視して恬然恥すべきを知らざる者甚しとせず。是れ実に我社会の一部に未だ全く蛮国を脱却せざるにして、吾人の国家の爲めに決して袖手傍観するを得べきところにあるざるなり」と述べているところは、その意図するところは、社会一般の迷蒙を打破せんとする人道主義の同情融和運動であった。

一方、この時期に、同地区の人びとの自覚に基づく自主的な改善運動が勃興したことに注目しなければならぬ。

すなわち、大正元年八月奈良県「大同同志会」が結成されたのははじめ、福岡県に鎮西公明会、広島県に福岡町民一致協会、島根県に出雲同志会、岡山県に岡山県同志会が相次いで結成された。部落改善運動が展開された。

これらの団体は、さきに引例した明治時代の三重県における自営社とは性格を異にし、上からの奨励による官製の団体ではなく、下から同和地区住民の自主的な団体として組織されたのである。

前記の細民部落協議会に和歌山県代表として出席した岡本弥が内務大臣平田東助に提出した要書は、当時の改善運動指導者たちの見解や主張を代弁している。すなわち

一、部落特有の職業は成るべく改めしめるよう奨励し皮革の如き厭うべき臭気ある職業は人家しゆ密の場所には禁止する事。又履物置しその他見苦しき職業は、取締規則を設け体裁を改めしむるようの処置を希望す。

一、細民の住居は採光と煙出しの不備より、眼疾を招くこと多し。又便所の設備併して不完全なり、府県には家屋建築条例を設け一定の猶予期間を与えて、漸次改造を命ぜられたし。

一、住居道路溝渠の掃除に就いても、取締規則を制定せられたし。

一、部落の人口は益々増殖し細民は益々増加す。他へ移住策について格別の考慮を払われたし。

一、部落特有の疾患にトラホームあり、これが根治

については格別の施設を願いたし。

一、部落の弊風は一朝一夕で醸成されたものではないので、単に指導奨励だけでは到底改善さるべきと国家として相当の助成金を支出されるよう、御配慮願いたし。

一、部落の改善に、部落民の自覚は最も肝要の次第なるも、部落民の自覚を障害して居るものは一般民の差別行為である。一、部落民なるが故に営業上に又農民の小作上において、不利な立場に於かれています。是等差別的行為の除去に努力されたい。

以上のごとく、明治、大正時代の部落対策の改良主義的特徴は、同和地区

区住民の生活実態の劣悪性がわが国の社会経済体制の病理に由来することを理解せず、ただ単に地区住民の主体的条件を改善整備することによって同和問題の解決が実現されることの認識にあったのである。

(つづく)

金田町老人クラブ 俳句・短歌同好会

【俳句】 辰島 宗一
朝露に 心涼しく 委ね 岩野 克芳
春惜しむ 干潟におどり 紫陽花の うすみどりし 変化見せ

【短歌】 辰島 宗一
若き娘の手を取り走る トラククの短かく感ず 老の一と刻き 桑野つる絵
古寺の 苔むす墓碑や 何れも彼も雑草として 刈られゆく秋には小さき 花持つものを 克芳
梅の木の 葉影に熟れし 瓜生 女礼
ぐみの見え 宇野かな女 足元の小さき石に つまずける見知ぬ老に 手を指しのぶる

【俳句】 福原 照子
流れる愛唱歌静かに聞き 夕棚のまぶしき西日あびな たり 幼きころの夢よ ながら ハウス住まひの 今日 も皆れゆく 高木美代子
菊池 一校
幸になれよと父母の願ひこ 荒ぶるは疲れしならむ老 い母の 凝りたる肩をゆっ くりともむ 中村 繁生
田村 文子
春あらし過ぎたる境内に幼 紅き椿の花に輪つなりて 五月の風に吹かれ跳 び翔び 福田 昌

その一杯断わる勇氣が 事故を断つ

たくましく育てよう!!

三才児検診

住民課 保健係

番号	住所	氏名	保護者
1	上金田	特等 森野泰生	正雪己一人
2	東金田	1等 武田法子	克良良一人
3	〃	〃 永末陽介	政良一人
4	新町	2等 田鶴原敬子	政忠一人
5	高見町	〃 熊谷理恵子	忠宗一人
6	上金田	〃 三浦剛隆	純夫一人
7	宝見	〃 中村幸子	幸千三一人
8	人見	3等 竹崎合里	香恵一行
9	堀川団地	〃 中村幸一	和正武明
10	人見	〃 辰島友和	和正武明
11	平原団地	〃 大島友和	和正武明
12	堀川団地	〃 大島友和	和正武明
13	福丸	〃 大島友和	和正武明
14	新町	入選 岩井	和正武明

児童権利宣言

- 一、私たちが子どもは人種、皮膚の色、男女の別、宗教、国籍などに関係なく次の権利をもっています。
- 二、私たちが子どもは精神的に、社会的、必要な一員となる機会をけることができます。
- 三、私たちが子どもは姓名や国籍を、だれでももっています。
- 四、私たちが子どもは適切な栄養をとり、住居が与えられレクリエーションや医療サービスを受けることができます。
- 五、私たちが子どもは心身に障害があれば、特別な治療、教育や保護を受けることができます。
- 六、私たちが子どもは愛情と理解のもとに、物質的にも恵まれて成長するのが望ましいのです。
- 七、私たちが子どもは義務教育を受け、レクリエーションの場が与えられ、一人一人の才能を伸ばす機会を受けることができます。
- 八、私たちが子どもは災害のあった場合、優先的に救済、保護を受けることができます。
- 九、私たちが子どもはどんな場合にも、置きざりにされたり、虐待されたり、搾取されたりすることがないよう守られています。
- 十、私たちが子どもはあらゆる差別から守られ、世界の平和、外国の子供との愛の輪の中で成長することができます。



五月十八日午後一時三十分より母子保健法に基づき恒例の三才児検診及びコンクールを役場において多数の参加を得、盛大に催されました。日頃お母さんの正しい育児知識の成果により、年を重ねることに体位向上しておりますことは喜ばしいことです。さらにこの検診及び指導により今後の育成においに役立てていただきたいと思います。審査の結果、次の方々がそれぞれの賞を得られました。

社会を明るくする運動について

法務省主催による第二十九回社会を明るくする運動は地域活動の推進による青少年の非行防止を重点目標に、七月一日から一か月間全国一斉に展開されます。

この運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。最近における青少年の非

行は、量的に増加の傾向にあるばかりでなく、質的にも複雑多様となり、特に中流以上の家庭に属する青少年あるいは低年齢層の少年、月間全国一斉に展開されま

この運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。最近における青少年の非

こうした状況は、最近の遊樂的、享樂的な社会風潮を反映するとともに、家庭の教育的機能の低下、あるいは学校、職場及び地域社会における人間関係の希薄化等に基づくところが少なくないと思われま

このような状況に対処するためには、関係者の努力は当然のことであり、特青少年をとり巻く人々、特に地域住民が共に手を携えて幅広い地域活動を展開していく必要があると見られます。こういった観点から今回の運動は前年に引き続き、

その重点目標を「地域活動の推進による青少年の非行防止」とし、地域住民の諸活動を一層強力に推進することによって、青少年の非行の防止と非行に陥った者の更正を図ろうとするものであります。

尚、田川区保護委員会におきましては七月二十五日午後一時より方城町中央公民館において講演会と写真会を開催することになっております。このほかに児童生徒によるポスター展、又七月十二日午前十時より午後三時迄方城町中央公民館において「非行に

悩んでいる家庭の人々の相談日」を催す等諸種の催が計画されて居りますので進んで町民各位の御協力をお願い致します。

金田町保護委員会
ドライバーの方へ

交通事故の防止は国民的悲願であります。田川自動車学校も発足して十五年を経過しましたが、この間初心運転者教室に於ける交通安全教育センターの役割についても皆様方の御理解とご協力によりいささかなりと努力をしている次第でございます。

昭和五十三年中の交通事故は本県は増加率が極めて高く特に注目すべきは死亡事故の五十%一三五名は二十五才以下の運転者の無謀運転に起因するもので本校でも若年者教育に重点を傾けつつありますが五月中旬には本校卒業生が大任町、糸田町、小倉呼野で死亡事故を起しています。

いづれも未成年で速度規制や追越禁止を無視した速度のだし過ぎが原因であります。

若年者は、社会的連帯感と道徳的規範に乏しく、交通の場を不満のほけ口として暴走行為に走る傾向がありますので行動基準の高い地域青少年育成と交通事故防止のため各家庭と交通安全に取り上げて下さい。

田川自動車学校

お知らせ



日本脳炎予防接種

日本脳炎予防接種の二回目
を次の通り行ないます。

- 一、該当者
初回免疫の人（生れて
初めて受けた人）
- 二、とき
昭和五十四年七月六日
- 三、ところ
（金）午後一時三十分
～三時まで
- 四、料
金田町中央公民館
無料
- 五、印かん持参のこと

三種混合の予防接種

三種混合第一期（三回目）
意のない幼児は接種できま
す。予防接種を次のとおり行
ないますので該当者はもれ
のないように接種して下さい。

- 一、対象者
二回目 六月二十二日
に予防接種を行った幼
児。
 - 二、とき・ところ
昭和五十四年七月二十
四日（火）午後一時三十
分～二時三十分まで
金田町中央公民館。
 - 三、料
金
無料
 - 四、持ってくるもの
母子手帳と印かん。
- 当日は予防接種による事
故を防ぐため、保護者の同

**国民健康保険税
固定資産税
2 期 分
納期限 7月31日**

第一期分の保険料は 納められましたか

（「国民年金」）

四月、五月、六月分の国
民年金保険料は、七月三十
一日までに納めていただく
ようご案内しておりますが
お忘れなく納められました
か。

この四月から、保険料が
月額三三〇〇円（付加保険
料を納めている人は三七〇
〇円）に改定されています
ので納め忘れがあるとあと
でまとめて納めることにな
り、大へん負担を感じるよ
うになります。

税に不服の あるときは

税務署長に申告した所得
や税額が、調査した額と異
なるときは、税務署長は、
その申告額を「更正」しま
す。

また、確定申告をしなけ
ればならない人が申告をし
なかつたときは、税務署長
は調査した結果に基づいて
所得や税額を「決定」しま
す。

しかし、税務署長が行っ
たこれらの更正・決定の通
知や、差押えなどの処分に
ついて「その理由がよく分
からない」とか「処分に納
得がいけない」など、不服
があるときは、税務署長に

「異議申立て」に 対する

税務署長の異議の決
定になお不服がある
ときは、国税不服審判
所長に対して「審査請
求」をすることができ
ます。

この「審査請求」は、
「異議申立て」につい
ての決定の通知を受け
た日から一ヶ月以内に
書面で行うことになっ
ています。

税務大 学校生募集

税務大
学校には、国家公
務員採用初級試験（税務）
の合格者の中から採用され
た人が、普通科研修生とし
て入校し、給与を受け、卒
業と同時に税務署に勤務す
ることになります。

試験の概要は次のとおり
です。

- ◎受験資格
昭和三十四年四月二日か
ら昭和三十七年四月一日
までに生れた男子
- ◎願書受付
昭和五十四年七月十一日
（水）から七月二十日（金）
- ◎第一次試験
昭和五十四年九月三十日
（日）教養試験（高校卒
業程度）、適正試験及び
作文試験
- ◎第二次試験
昭和五十四年十一月月中旬
から十二月月上旬までの間
の一日、二日試験及び身

体 検査

◎最終合格者発表
昭和五十四年十二月中旬
から十二月下旬までの間

◎採用時期
昭和五十五年四月一日

◎採用予定人員
九州で約一九〇名

◎入校研修所（予定）
税務大
学校 熊本研修所
東京研修所
大阪研修所

◎願書提出先
人事院九州事務局
福岡市博多区博多駅二丁
目十一の一 福岡合同庁
舎内

◎お問合せ先
人事院九州事務局
電話 〇九二一四三二一
七三三三
福岡国税局
電話 〇九二一四二一
〇〇三一
田川税務署
（元野呂）④一〇四三〇

五十四年商 工会議所 簿記講座の ご案内

この講座は日常の取引に
もとづく記帳等を初心者対
象に事例にもとづいて講義
する商業簿記の基礎コース
です。

◎日 時
五十四年七月二十五日
（予定）～八月末の二十

日 間

午後六時～八時
（期間中原則として土・
日・盆は休日とします）

◎受講料
五千元（一名につき）

◎申込み
七月二〇日
◎申込書は商工会議所に準
備しております。
詳細はお問合せ下さい
電話 ④ 三二一五〇

ありが
とろ
ござい
ました

金田町中央公民館へ
川西クリーニング店殿
右の方より寄付をいた
だきましたので、子供会育
成のために、有意義に、使
用させていただきます。

ありが
とろ
ござい
ました

金田町老人クラブ連合会へ
古屋 隆 美 殿
社会福祉協議会へ
古屋 隆 美 殿

右の方より香典返しとし
てご寄付をいただきました
ので、有意義に使用させて
いただきます。

